

## 奈良県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

斑鳩町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業斑鳩町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

平成四年一月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

変更なし

#### (二) 使用の部分

平成四年三月奈良県告示第五百六十六号、平成十年五月奈良県告示第百十一号、平成十五年四月奈良県告示第四十二号、平成二十二年二月奈良県告示第三百三十四号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十七号、平成二十六年三月奈良県告示第四百号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十四号の事業地のうち斑鳩町龍田西一丁目、龍田西二丁目、龍田西七丁目、龍田南三丁目、龍田南四丁目、龍田南五丁目、龍田北一丁目、龍田北二丁目、神南二丁目、稲葉車瀬一丁目、稲葉西一丁目、小吉田一丁目、小吉田二丁目、服部一丁目、服部二丁目、五百井一丁目、目安四丁目、目安北一丁目、目安北二丁目、法隆寺山内、法隆寺東一丁目、法隆寺東二丁目、法隆寺西一丁目、法隆寺西二丁目、法隆寺西三丁目、法隆寺北一丁目、東福寺一丁目、幸前二丁目、興留九丁目及び阿波三丁目地内において事業地を変更し、斑鳩町目安一丁目、目安三丁目、大字目安、幸前一丁目及び興留十丁目を事業地に加える。